

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	介護・福祉施設課
委託業務名	坂本老人憩の家日常運営業務委託
委託業務場所	大津市坂本六丁目
概要	老人憩の家の鍵の開閉、貸室に伴う事務、入浴設備運転、室内外の清掃等
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約年月日	令和7年4月1日
契約金額	月額10,000円（運営管理に係る部分）に、入浴事業を行った日1日につき7,400円に実施日数を乗じた額、年額7,500円の従業員傷害保険料を加算した額
契約の相手方	〔所在地〕大津市坂本六丁目22番59号 〔名称〕坂本老人憩の家運営委員会
契約相手方の選定理由	当該施設は、地域老人の心身の健康増進を図ることを目的として設置された施設であり、施設の運営においては利用者や地域で活動している方々との十分な連携が必要である。地域における老人福祉の増進と円滑な事業推進のためには、開設当時から施設を運営するために地元団体で組織された坂本老人憩の家運営委員会をおいて他にはないことから、坂本老人憩の家運営委員会を選定するもの。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。